

平成 16 年度第 1 回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発言者	発 言 要 旨
事務局	お待たせいたしました。ただいまから、平成 16 年度第 1 回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。本日の会議は、委員 20 人中 15 人の委員にご出席をいただいておりますので、愛知県学校法人等助成審議会条例第 4 条第 3 項の条件を満たし、有効に成立いたします。会議に先立ちまして、林県民生活部長からごあいさつを申し上げます。
県民生活部長	(県民生活部長あいさつ)
事務局	<p>本日は、昨年 11 月 30 日の委員の任期満了に伴う委員委嘱後初めての審議会でございますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <hr/> <p>(委員紹介)</p> <hr/> <p>(欠席委員の就任報告)</p> <hr/> <p>当審議会の会長は、審議会条例第 3 条第 1 項において、委員の互選により決めることとなっておりますので、昨年 11 月 30 日の委員の任期満了に伴う委員委嘱後初めての審議会でございますので、今期の会長をお決めいただきたいと存じます。</p>
委員	(徳光委員を会長に推薦する声あり) (異議なしの声)
事務局	ありがとうございました。それでは、徳光委員に今期の会長をお願いしたいと存じます。それでは、会長さんからごあいさつをいただきたいと存じます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	審議会条例第 3 条第 3 項によりますと、会長があらかじめ職務代理者を指名することとなっております。会長さんから、職務代理者の指名をお願いします。
会長	二村委員を指名させていただきます。
事務局	会長の指名により、二村委員が職務代理者となりました。二村様よろしく申し上げます。それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。審議会条例第 4 条第 2 項によりますと、会長が議長になることとなっておりますので、会議の進行を会長さんをお願いいたします。
会長	それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。本日の審議会につきましては、平成 14 年度に制定しました「学校法人等助成審議会条例」に基づき原則として公開するものとしております。本日、取材を希望する報道機関がありますが、本日の審議案件には非公開案件はございませんので、このまま取材を認めることといたします。なお、取材に当たりましては、カメラ等の撮影は、審議に集中したいと存じますので、ご遠慮いただきたいと思います。審議に入ります前に、運営要領第 5 条の規定に基づき、会議録署名人を指名することとなりますが、今回は山本委員と村瀬委員を署名人として指名させていただきたいと思っております。続きま

	して、会議次第第7の「平成16年度第1回愛知県私学振興関係予算について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(平成16年度愛知県私学振興関係予算について説明)
会長	ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらご発言ください。
	(質問等なし)
会長	ご質問もないようですので、会議次第第8の諮問事項の審議をお願いします。本日、ご審議いただきます事項は、お手元の「学校法人等に対する助成について(諮問)」のとおりであります。それでは、諮問番号16-1「平成16年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」事務局からご説明をお願いします。
事務局	(平成16年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について説明)
会長	それでは、ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問があればお伺いします。
委員	財務諸表の公開状況で評点等がプラス1点しかないが、他は幅があるのにここだけプラスしかないのは何故か。減点も作るべきではないのか。特別指導教員等加算分でカウンセラーの配置及び情報技術者の配置には、資格要件がいるのか。また、100万円の根拠は何か。
事務局	財務諸表の公開については、改正法律施行が来年からなので、実施しないところについては、17年度の配分から減点を検討する。また、幅については、1区分しかないので何点から何点までの設定はできない。積極的に取り組んでいるところは、加点1点とした。カウンセラーについては、資格のある者のほかに大学で心理学を専攻した者や一定の研修等を終えた者などカウンセリング能力がある者も対象としている。情報技術者については、免許のある教諭に別の補助者がついて授業を行う場合に補助するもので特に資格はない。100万円の根拠については、カウンセラーについては、国庫補助制度が50万円であるので倍の100万円。情報技術者については、国庫補助制度ではないので、兼務教員の単価等を考慮して100万円とした。
委員	制度が細かすぎるのではないか。あまり細かすぎるとは、私学独自の特色が出ないのではないか。今後は、私学の特色を生かすような制度改革を検討して欲しい。心の教育対応の中途退学対応で、退学者の多い学校が対象となっているが、これには特別な考えがあるのか。むしろ学校の努力により、退学者が少ない学校に特別加算すべきと考える。なぜ、退学者がないといけないという条件がついたのか伺いたい。
事務局	まず、中途退学対応については、公立学校の対応状況を踏まえて導入した。人数の制限がないのが一番理想的かもしれないが、一定のしほりを設けることとした。次に、制度改革については長い歴史の結果、現在の形になっているが、税を使う以上、何らかの仕切りや透明性という点もあるが、改善できるところは改善し、私立学校が自由にできるという観点から、私学の意見を頂きながら今後も研究、努力していきたい。
委員	教育で一番大事なことは、枠決めではなくそこから出た成果や努力を認めることである。心の教育対応で15年度にはあった道徳教育の充実がなぜ消えたのか。

事務局	心の教育対応なので、教育の中身に条件をつけるのは難しいが、カウンセラー等の対応の中には当然道德教育の部分も含まれており、一定の形式的要件に置き換えた。
委員	公立準拠で予算措置や考え方が成り立っているが、私学としての方向性を示して欲しい。例えば、スポーツ面での活動の評価など、私学の独自性を発揮できるような項目を加味するよう検討して欲しい。
事務局	私学の独自性については、特色ある教育活動の推進の中で、スポーツ、国際交流など私学の独自性を生かした活動をしている学校には、措置をしている。
委員	カウンセリングを担当するのは、非常勤講師などでも良いか。また、外国語授業の場合、外人教師との雇用契約については、直接契約では色々問題もあるため、人材派遣会社を通じて外人教師の派遣を受けており、その場合の弾力的な方法を考えて欲しい。
事務局	カウンセリングの私学の実態は、ほとんどが非常勤で対応しているので、私学としても非常勤講師で構わない。教師派遣については、現状は対象外としているが、今後教育上問題がないかどうか研究していきたい。
委員	税金を使うものもあるので、配分基準は細かくてもいいと思うが、自由度が確保できるよう補正評点で私学の独自性を加味する項目を入れるよう検討して欲しい。
会長	その他、質問もないようですので審議を終了し、採決したいと思います。ただ今の諮問番号16 - 1「平成16年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可決することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
会長	ご異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。以上をもちまして、知事から諮問のありました事項に関する審議は終了いたしました。続きまして、会議次第9の報告(1)「平成16年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び(2)「平成16年度学校法人立以外の私立専修学校に対する経常費補助金の配分方法について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(審議会資料に基づき説明)
会長	それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問があればお伺いしたいと存じます。
	(質問等なし)
会長	その他、特に質問も意見もないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。その他、この機会に何か事務局への質問、意見がありましたらお願いします。
委員	幼児教育充実推進費補助金で国の補助単価が、まだ決まっていないものがあるが、国にできるだけ早く決めてもらうようお願いしたい。
会長	その他、特に質問、意見もないようですので、以上とさせていただきます。議事の進

行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。